

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯の状況

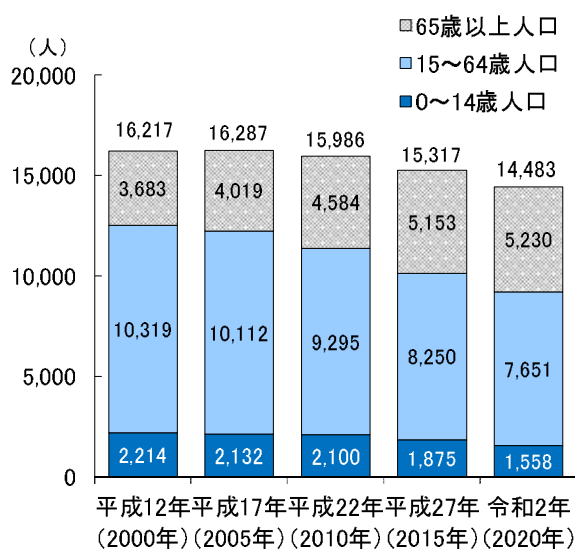
国勢調査による田布施町の人口は減少し続けており、令和2（2020）年の人口は14,483人であり、平成27（2015）年と比較すると5.4%減少しています。

年齢3区分人口を見ると、令和2（2020）年の15～64歳人口は7,651人であり、平成27（2015）年と比較すると7.3%減少、令和2（2020）年の65歳以上の高齢者人口は5,230人であり、平成27（2015）年と比較すると1.5%増加しています。

田布施町の将来の推計人口を見ると、今後も人口は減少し、少子高齢化が進行することが見込まれ、いわゆる団塊の世代ジュニアが高齢者となる令和22（2040）年の高齢化率は45.1%となる見込みです。

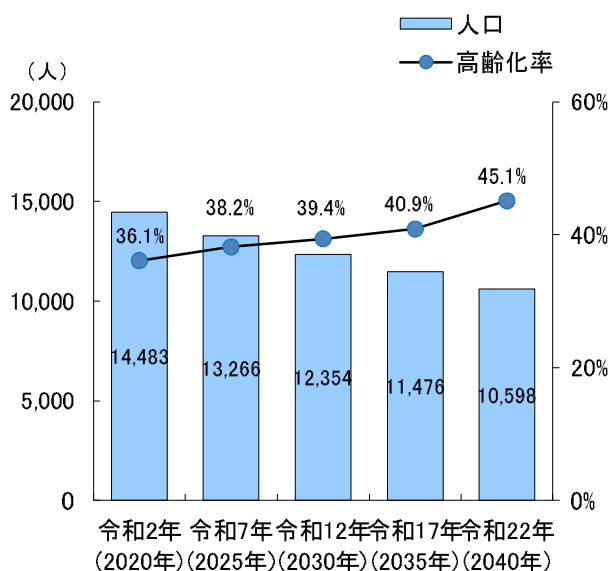
年齢区分人口・高齢化率の推移

図表 年齢3区分別人口の推移



* 人口総数には年齢不詳を含む
資料：国勢調査

図表 推計人口・高齢化率

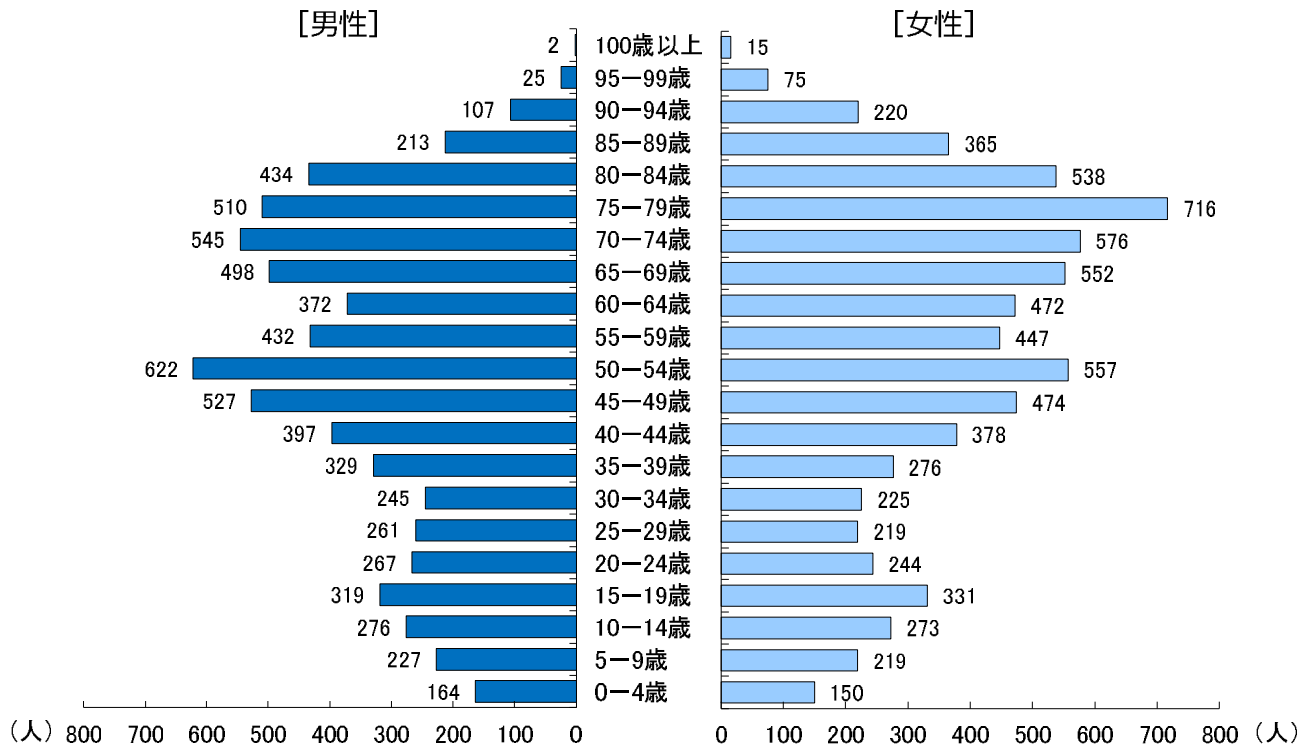


資料：国立社会保障・人口問題研究所令和5年推計

令和6（2024）年9月末現在の住民基本台帳に基づく田布施町の人口構成は、男女ともに65～79歳、50～54歳の人口が多くなっており、40歳未満は少なくなっています。

人口構成

図表 人口ピラミッド



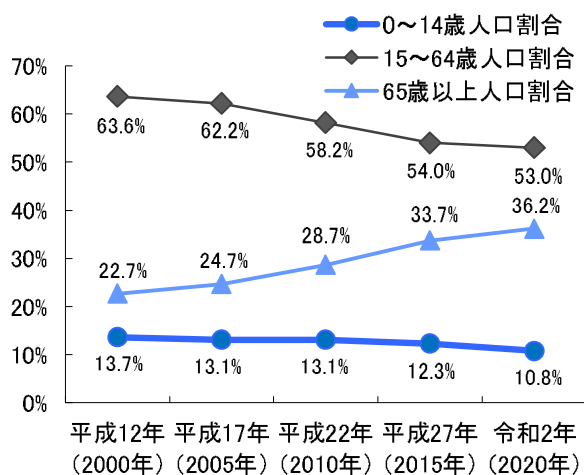
資料：住民基本台帳人口（令和6年9月末現在）

国勢調査による田布施町の年齢3区分別の人口割合は、0～14歳人口割合、15～64歳人口割合は低下し、65歳以上人口割合（高齢化率）は上昇し続けています。

令和2（2020）年の高齢化率は36.2%であり全国、山口県よりも高い値となっています。

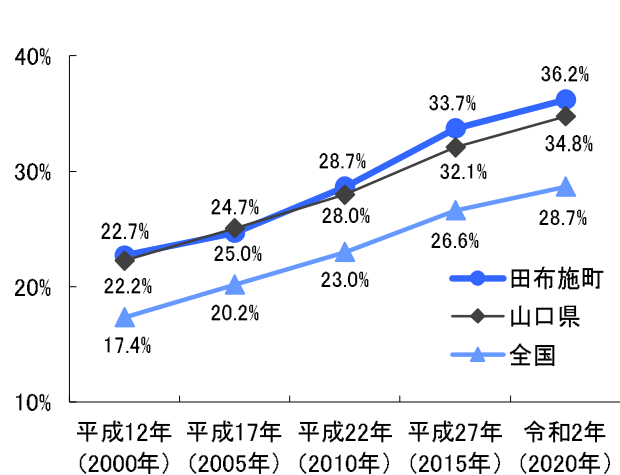
人口割合の推移・国及び県との高齢化率の比較

図表 年齢3区分別人口割合



資料：国勢調査

図表 高齢化率（全国・山口県との比較）



資料：国勢調査

(2) 家族形態の変化

国勢調査による田布施町の総世帯数は平成27(2015)年まで増加していましたが、令和2(2020)年には減少し、5,955世帯となっています。一方、一般世帯の一世帯当たりの人員は減少し続けています。

家族類型別の割合を見ると、親族世帯は低下し、単独世帯が上昇しています。

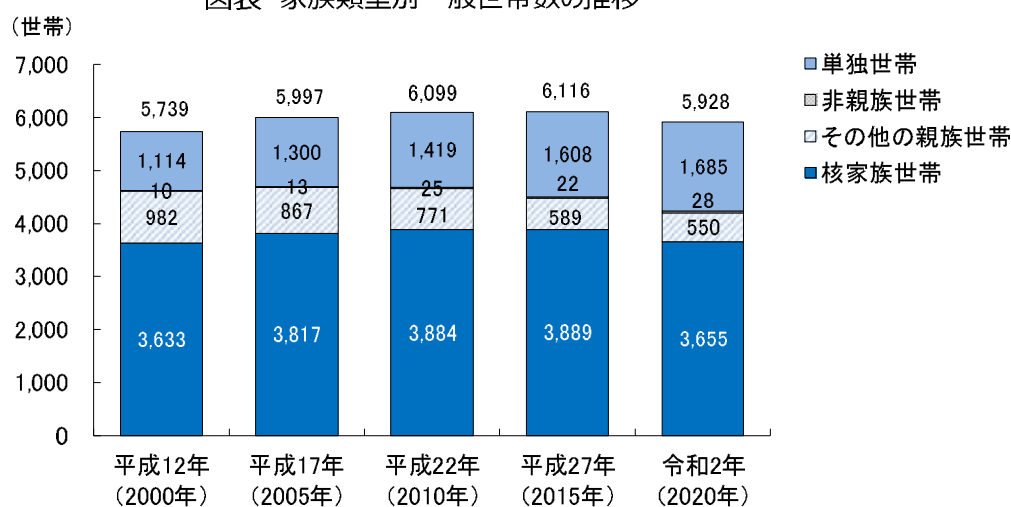
また、親族世帯について見ると、核家族世帯の割合が上昇し、その他の親族世帯の割合は低下しています。

図表 世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
総世帯数(世帯)	5,750	6,028	6,115	6,131	5,955
一般世帯数(世帯) [一世帯当たり人員(人)]	5,739 [2.76]	5,997 [2.64]	6,099 [2.55]	6,116 [2.43]	5,928 [2.36]
親族世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	4,615 [80.4%]	4,684 [78.1%]	4,655 [76.3%]	4,478 [73.3%]	4,205 [71.1%]
核家族世帯数(世帯) [親族世帯に占める割合]	3,633 [78.7%]	3,817 [81.5%]	3,884 [83.4%]	3,889 [86.8%]	3,655 [86.9%]
その他の親族世帯数(世帯) [親族世帯に占める割合]	982 [21.3%]	867 [18.5%]	771 [16.6%]	589 [13.2%]	550 [13.1%]
非親族世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	10 [0.2%]	13 [0.2%]	25 [0.4%]	22 [0.4%]	28 [0.5%]
単独世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	1,114 [19.4%]	1,300 [21.7%]	1,419 [23.3%]	1,608 [26.3%]	1,685 [28.5%]
家族類型不詳世帯数(世帯)	0	0	0	8	10

資料：国勢調査

図表 家族類型別一般世帯数の推移



* 一般世帯数には家族類型不詳を含む

資料：国勢調査

(3) 高齢者世帯の増加

国勢調査による田布施町の高齢者のいる世帯数は増加しており、令和2（2020）年は3,340世帯であり、一般世帯に占める割合は56.3%となっています。

また、令和2（2020）年の高齢者単独世帯は941世帯であり、一般世帯に占める割合は28.2%となっています。

図表 高齢者世帯数及び世帯割合の推移

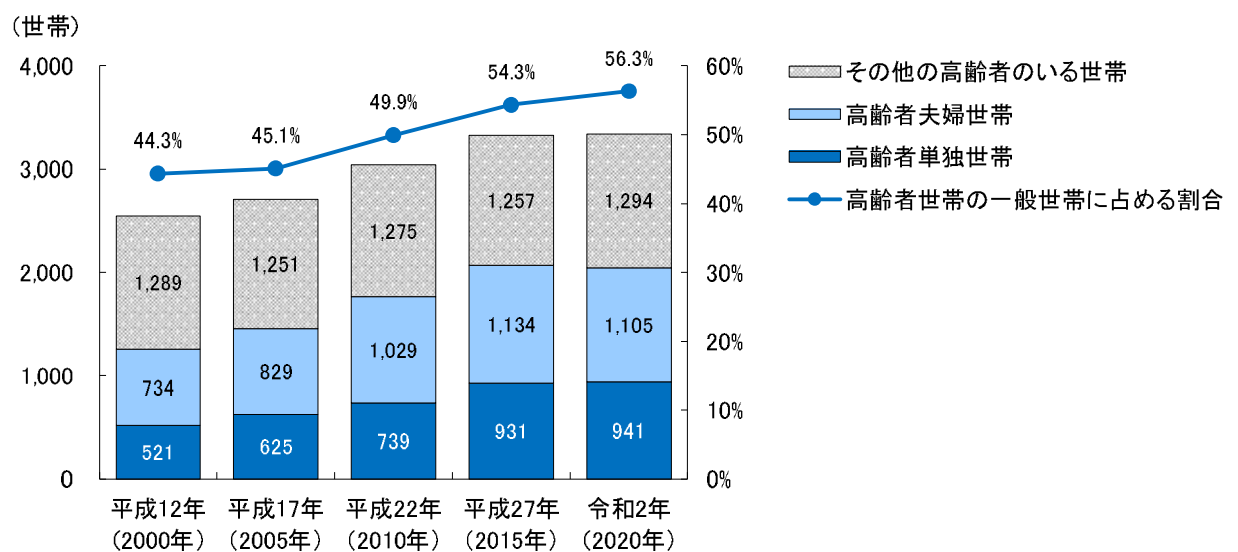
世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
高齢者のいる一般世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	2,544 [44.3%]	2,705 [45.1%]	3,043 [49.9%]	3,322 [54.3%]	3,340 [56.3%]
高齢者単独世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	521 [20.4%]	625 [23.1%]	739 [24.3%]	931 [28.0%]	941 [28.2%]
高齢者夫婦世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	734 [28.9%]	829 [30.6%]	1,029 [33.8%]	1,134 [34.1%]	1,105 [33.1%]
その他の高齢者のいる世帯数(世帯) [高齢者のいる一般世帯に占める割合]	1,289 [50.7%]	1,251 [46.2%]	1,275 [41.9%]	1,257 [37.8%]	1,294 [38.7%]

* 高齢者のいる世帯：平成17年までは「65歳以上親族のいる世帯」、平成22年からは「65歳以上世帯員のいる世帯」

* 高齢者夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

資料：国勢調査

図表 家族類型別高齢者世帯数及び世帯割合の推移



資料：国勢調査

（４）６歳未満の子どものいる世帯の減少

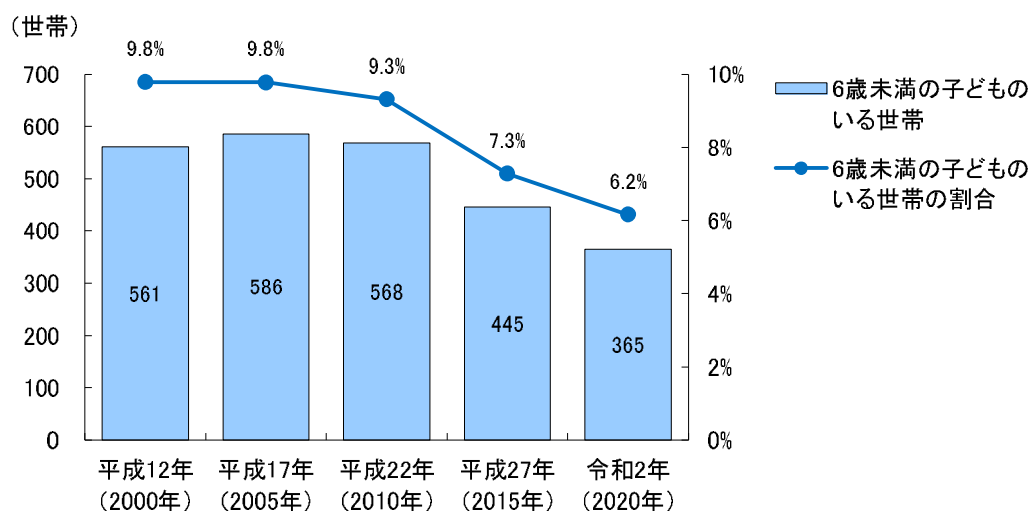
田布施町の６歳未満の子どものいる世帯数は減少し続けており、令和２（２０２０）年の国勢調査の結果では３６５世帯であり、平成２７（２０１５）年と比較すると１８．０％減少しています。

図表 ６歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
6歳未満の子どものいる世帯数（世帯） 〔一般世帯に占める割合〕	561 [9.8%]	586 [9.8%]	568 [9.3%]	445 [7.3%]	365 [6.2%]

資料：国勢調査

図表 ６歳未満の子どものいる世帯数及び世帯割合の推移



資料：国勢調査

2 支援を必要とする人の状況

(1) ひとり親世帯の状況

国勢調査による令和2（2020）年の田布施町の母子世帯数は63世帯であり、平成27（2015）年以降減少しており、一般世帯に占める割合も低下しています。

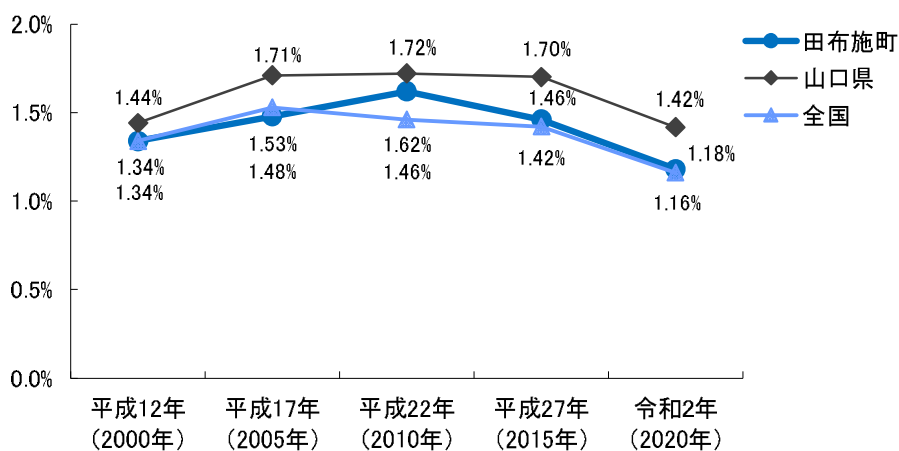
また、母子・父子世帯割合は、全国と同様の値となっています。

図表 母子世帯・父子世帯数及び世帯割合の推移

世帯の家族類型	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
母子世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	70 [1.22%]	85 [1.42%]	88 [1.44%]	79 [1.29%]	63 [1.06%]
6歳未満の子どもがいる世帯数 (世帯)	21	21	17	7	7
父子世帯数(世帯) [一般世帯に占める割合]	7 [0.12%]	4 [0.07%]	11 [0.18%]	10 [0.16%]	7 [0.12%]
6歳未満の子どもがいる世帯数 (世帯)	1	0	0	0	0

資料：国勢調査

図表 母子・父子世帯割合の推移（全国・山口県との比較）



資料：国勢調査

18歳以下の児童を監護している母子・父子家庭の母、父または養育者を対象とした給付である児童扶養手当の支給世帯数は、令和5（2023）年度は111世帯であり、おおむね横ばいとなっています。

図表 児童扶養手当支給状況の推移

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
世帯数（世帯）	103	112	106	106	111

資料：田布施町（各年度4月1日現在）

(2) 生活困窮の状況

生活保護世帯数は50世帯台で推移しており、令和5（2023）年は51世帯、保護率は4.2‰（※）となっています。

図表 生活保護世帯数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
世帯数（世帯）	57	52	58	52	51
人数（人）	69	66	69	60	60
保護率（‰）	4.6	4.4	4.7	4.2	4.2

※‰：パーミル記号で千分率を表す。

資料：田布施町（各年4月1日現在）

(3) 障がい者等の状況

身体障害者手帳所持者は令和3（2021）年まで600人台で推移していましたが、令和4（2022）年から500人台に減少しています。

図表 身体障害者手帳所持者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者手帳 所持者数（人）	624	631	620	577	576

資料：田布施町（各年4月1日現在）

療育手帳所持者は140人台から150人台で推移しています。

図表 療育手帳所持者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
療育手帳 所持者数（人）	144	150	149	153	155

資料：田布施町（各年4月1日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
精神障害者保健福祉 手帳所持者数（人）	93	94	100	105	113

資料：田布施町（各年4月1日現在）

指定難病の患者は増加傾向にありましたが、令和4（2022）年に減少し、令和5（2023）年に再び増加しています。

図表 難病患者数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
難病患者数（人） [指定難病受給者証所持者]	128	138	139	135	149

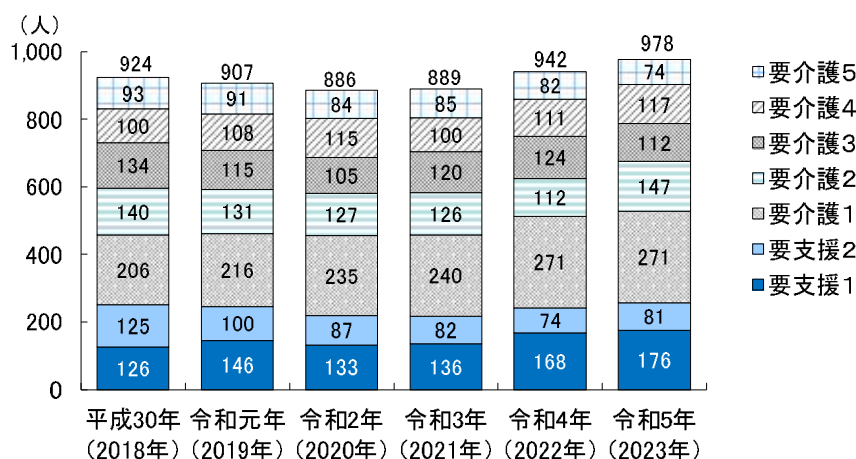
資料：田布施町（各年4月1日現在）

（４）要介護・要支援認定者の状況

令和5（2023）年の要介護・要支援認定者は978人であり、令和3（2021）年以降増加傾向にあります。

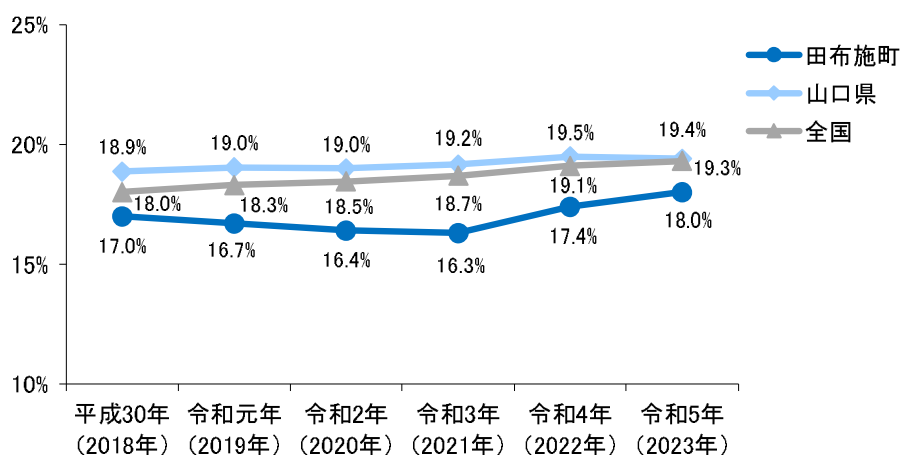
また、令和5（2023）年の要介護認定率（要介護・要支援認定者の第1号被保険者に占める割合）は18.0％であり、全国、山口県よりも低くなっています。

図表 要介護・要支援認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

図表 要介護・要支援認定率の推移（全国・山口県との比較）



資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

3 地域の活動の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員の定数は44人であり、令和5（2023）年は1名欠員の状況です。

図表 民生委員・児童委員数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
民生委員・児童委員数（人）	44	44	44	44	43

資料：田布施町（各年3月31日現在）

(2) 自治会

世帯加入率は減少傾向にあります。

図表 自治会数・自治会に所属する世帯数の推移

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
自治会数	74	74	74	73	73
自治会に所属する世帯数（世帯）	5,176	5,139	5,095	5,204	4,998
住民基本台帳世帯数（世帯）	7,013	7,014	7,028	6,988	6,948
世帯加入率（％）	73.8	73.3	72.5	74.5	71.9

資料：田布施町（自治会世帯数：各年4月1日現在
住民基本台帳世帯数：前年度末現在）

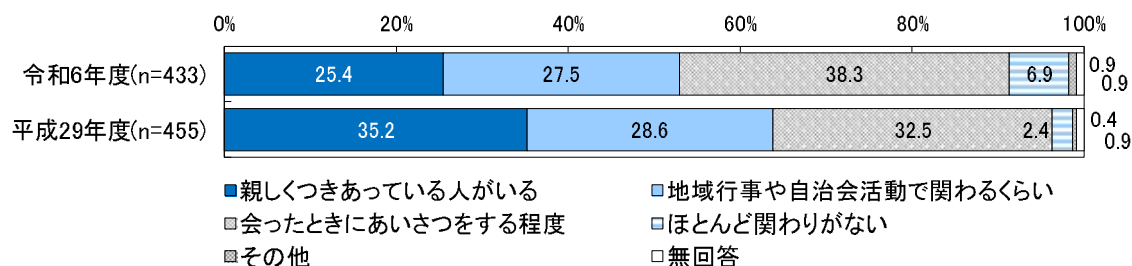
4 アンケート結果

(1) 地域の支え合い

ア. 近所づきあいの状況

近所の人とのつきあいについて、「親しくつきあっている人がいる」と回答した割合が25.4%であり、前回調査結果と比較すると低下しています。

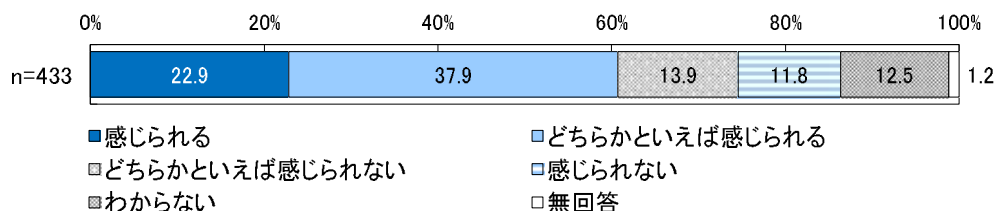
図表 近所の人とのつきあいの程度（前回調査結果との比較）



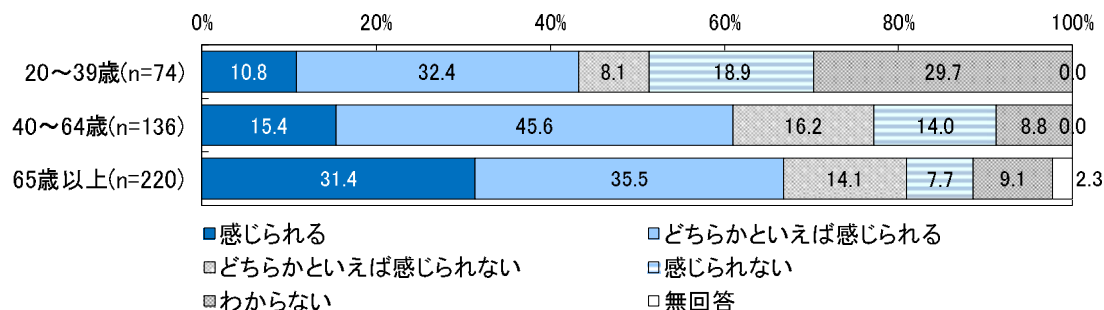
イ. 地域における支え合いの状況

地域における支え合いが『感じられる』（「感じられる」＋「どちらかといえば感じられる」）と回答した割合は60.8%となっており、若い世代で低くなっています。

図表 地域における支え合いの感じ方



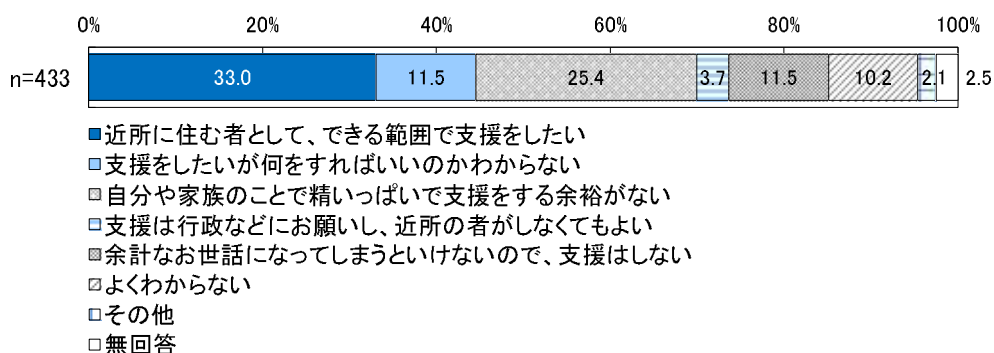
図表 地域における支え合いの感じ方（年齢別）



ウ. 支援を必要としている人への手助け

支援を必要としている人への手助けについて、「近所に住む者として、できる範囲で支援をしたい」と回答した割合が33.0%、「支援をしたいが何をすればいいのかわからない」と回答した割合が11.5%となっており、4割を超える人が支援をしたいと考えています。

図表 支援を必要としている人への手助け

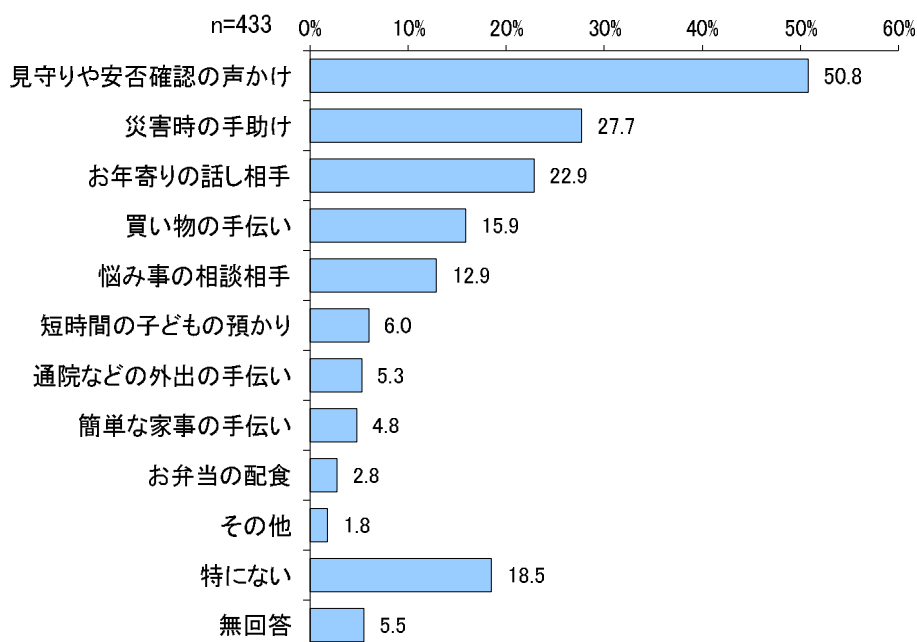


エ. 困っている家庭等に自分ができる手助け

介護や子育て、障がいがある等で困っている家庭に自分ができる手助けとして、「見守りや安否確認の声かけ」と回答した割合が50.8%と最も高く、「災害時の手助け」、「お年寄りの話し相手」が続いています。

また、「特にない」と無回答を除いた7割以上の人が何らかの手助けを回答しています。

図表 介護や子育て、障がいがある等で困っている家庭に自分ができる手助け



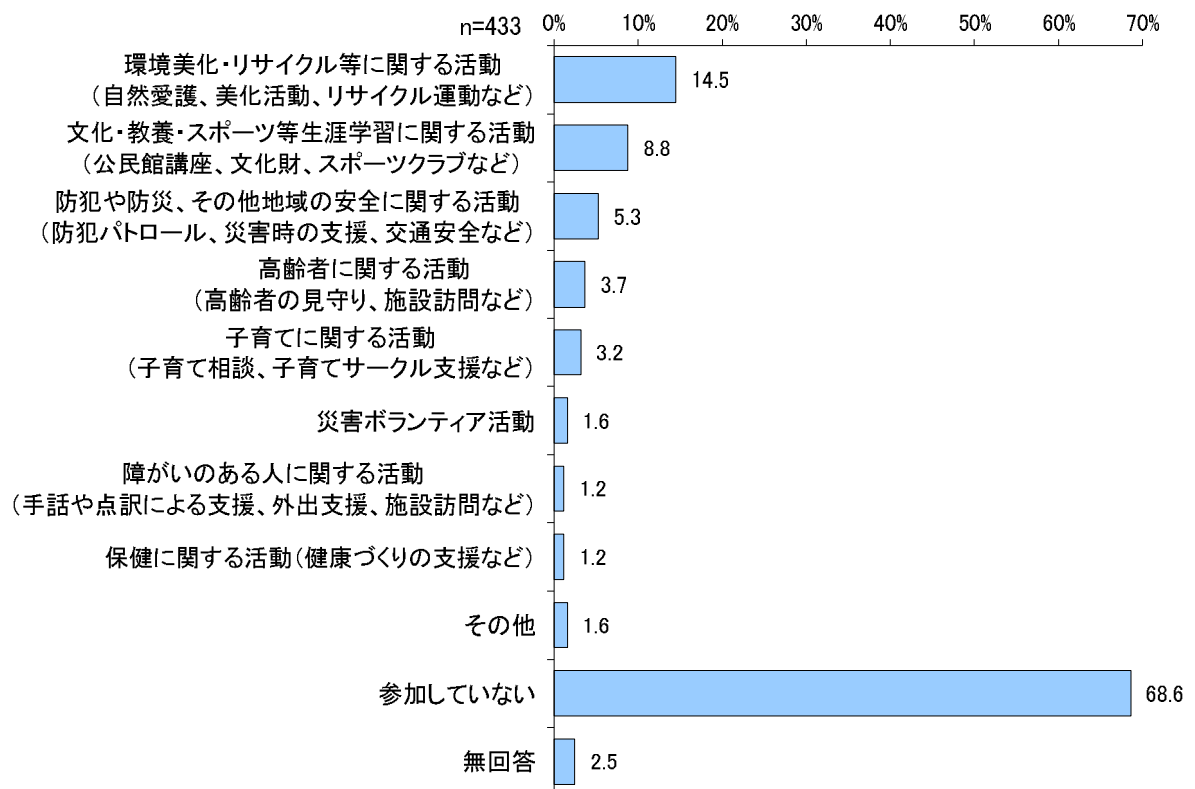
(2) ボランティア活動

ア. 参加しているボランティア活動

日頃、参加しているボランティア活動について、「環境美化・リサイクル等に関する活動（自然愛護、美化活動、リサイクル運動など）」と回答した割合が14.5%と最も高くなっています。

また、「参加していない」と回答した割合が68.6%となっています。

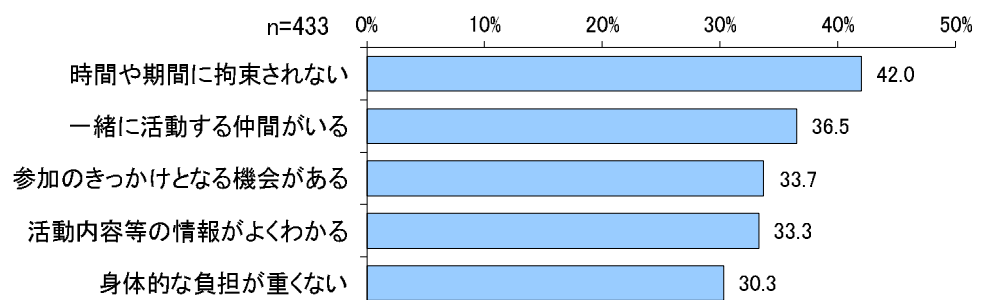
図表 参加しているボランティア活動



イ. ボランティア活動に参加しやすい環境

ボランティア活動に参加しやすい環境として、「時間や期間に拘束されない」と回答した割合が42.0%と最も高く、「一緒に活動する仲間がいる」、「参加のきっかけとなる機会がある」、「活動内容等の情報がよくわかる」、「身体的な負担が重くない」が続いています。

図表 ボランティア活動に参加しやすい環境（上位5項目）

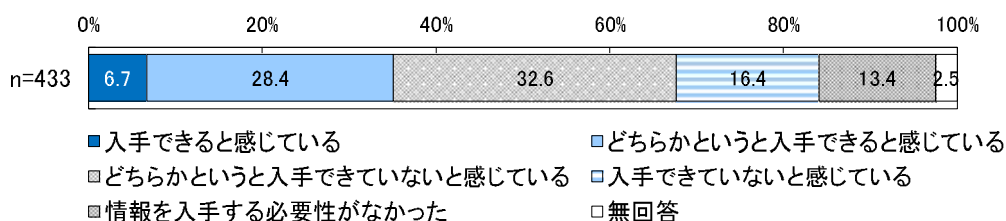


(3) 福祉に関する情報提供や相談体制

ア. 介護、福祉や子育て等に関する情報の入手状況

介護、福祉や子育て等に関する情報を『入手できている』(「入手できている」+「どちらかという入手できている」と回答した割合が35.1%であり、『入手できていないと感じている』(「入手できていないと感じている」+「どちらかという入手できていないと感じている」と回答した割合(49.0%)を下回っています。

図表 介護、福祉や子育て等に関する情報の入手状況

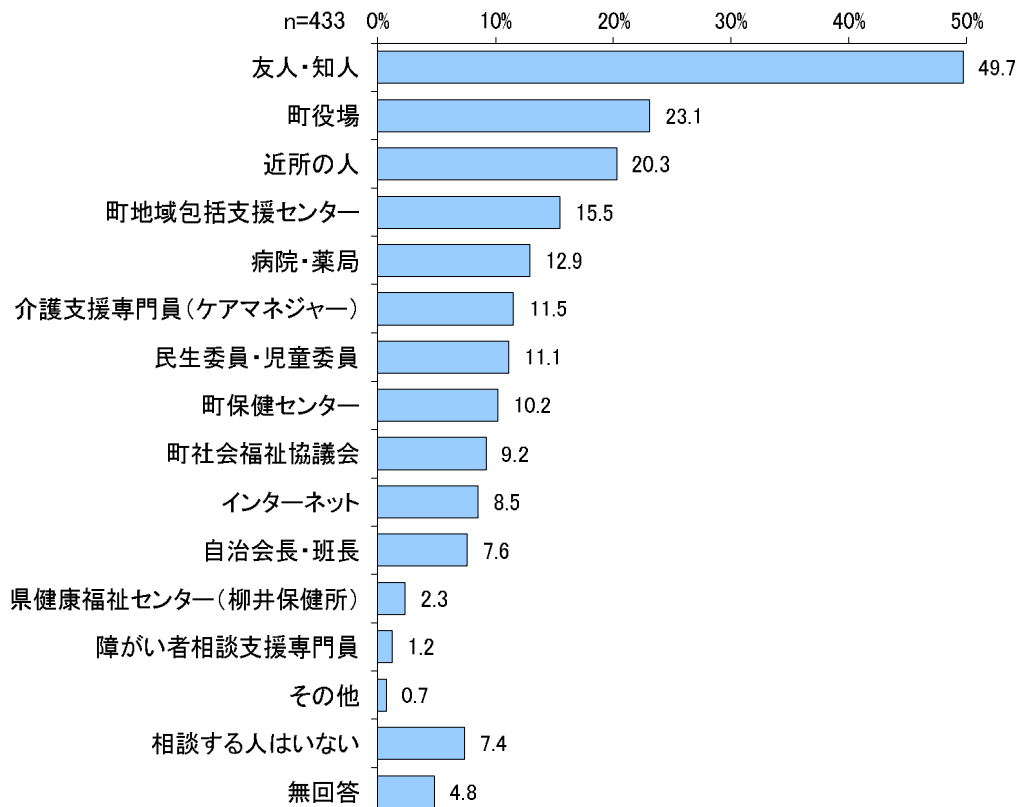


イ. 家族や親戚以外の相談先

家族や親戚以外の相談先について、「友人・知人」と回答した割合が49.7%と最も高く、「町役場」、「近所の人」、「町地域包括支援センター」が続いています。

また、「相談する人はいない」と回答した割合は7.4%となっています。

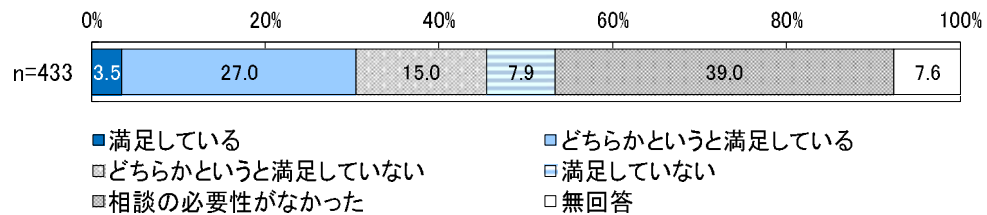
図表 家族や親戚以外の相談先



ウ. 介護、福祉や子育て等に関する相談の満足度

介護、福祉や子育て等に関する相談体制に『満足している』（「満足している」＋「どちらかという満足している」）と回答した割合が30.5%であり、『満足していない』（「満足していない」＋「どちらかという満足していない」）と回答した割合（22.9%）を上回っています。

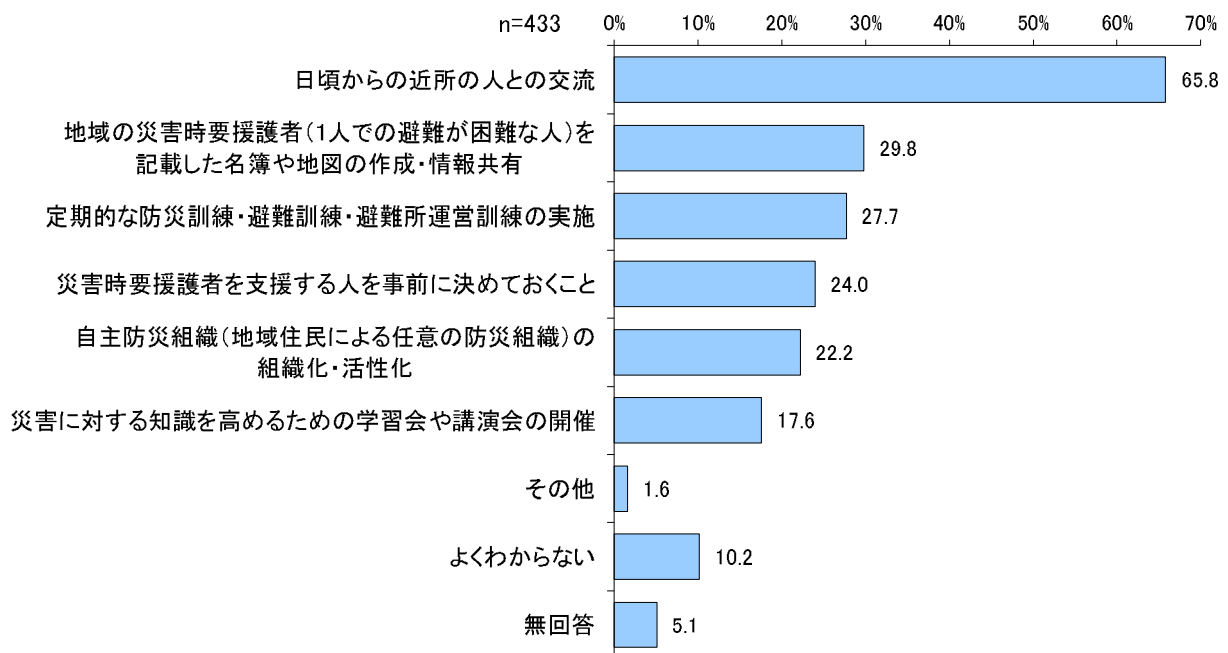
図表 介護、福祉や子育て等に関する相談体制への満足度



（４）災害時の支え合い

災害時における地域の支え合いに必要なこととして、「日頃からの近所の人との交流」と回答した割合が65.8%と最も高く、「地域の災害時要援護者（1人での避難が困難な人）を記載した名簿や地図の作成・情報共有」、「定期的な防災訓練・避難訓練・避難所運営訓練の実施」が続いています。

図表 災害時における地域の支え合いに必要なこと

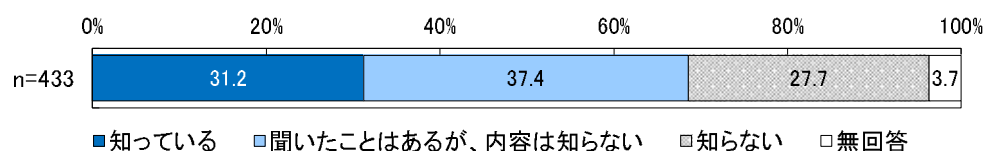


(5) 成年後見制度

ア. 成年後見制度の認知度

成年後見制度について「知っている」と回答した割合が31.2%となっています。

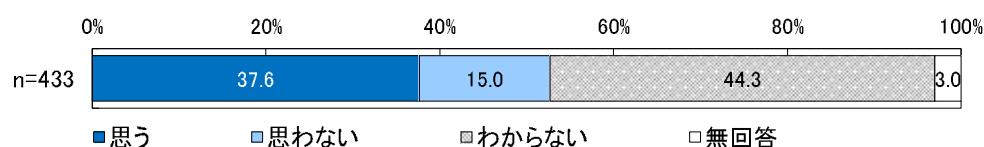
図表 成年後見制度の認知度



イ. 成年後見制度の利用意向

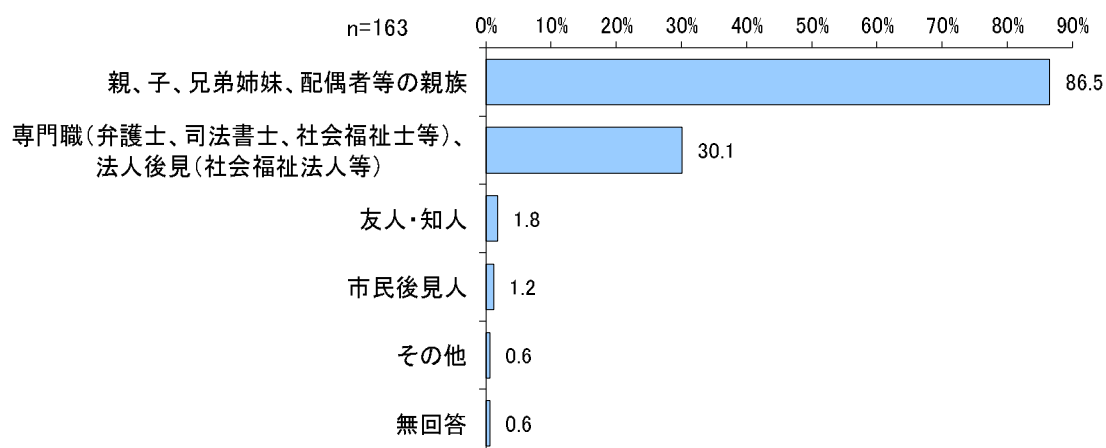
認知症等で判断が十分にできなくなったときに成年後見制度を利用したいと「思う」と回答した割合が37.6%となっています。

図表 成年後見制度の利用意向



後見人を希望する相手について、「親、子、兄弟姉妹、配偶者等の親族」と回答した割合が86.5%、「専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、法人後見（社会福祉法人等）」と回答した割合が30.1%となっています。

図表 後見人を希望する相手

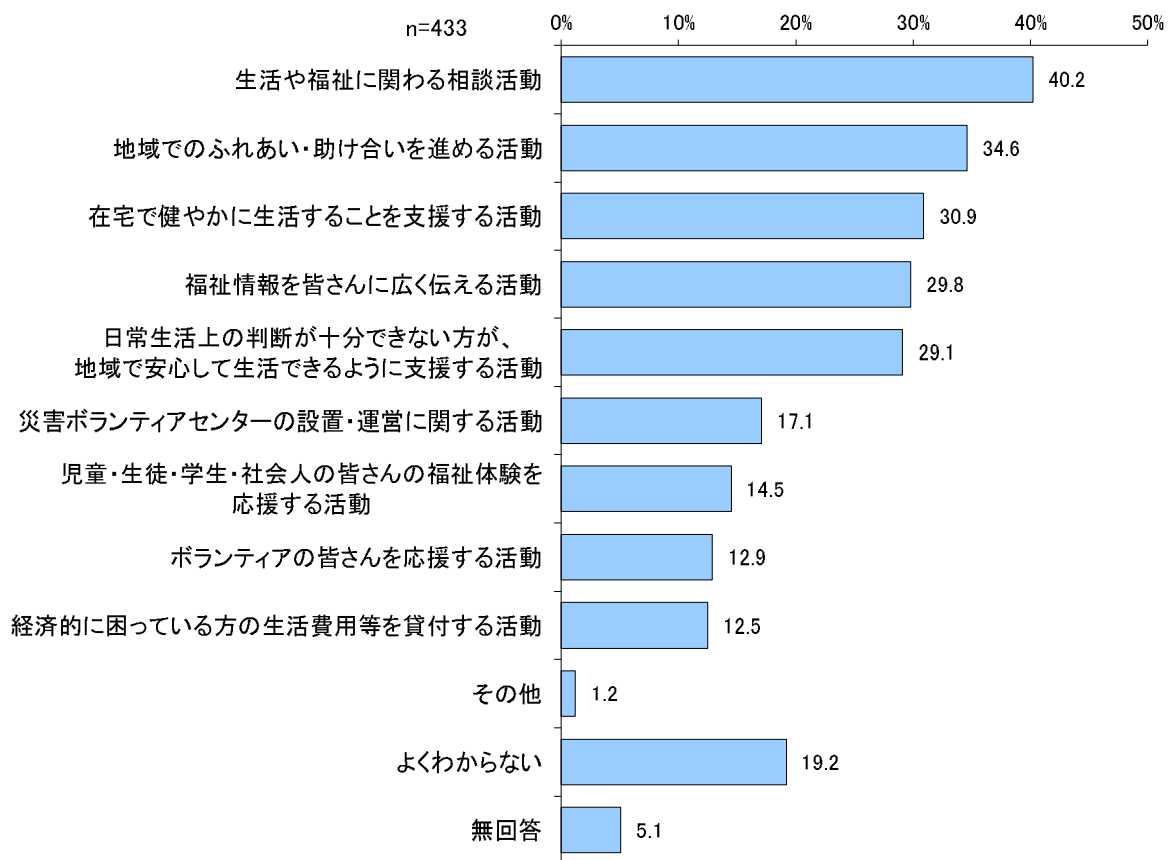


(6) 町社会福祉協議会・町の取組

ア. 町社会福祉協議会の重点を置くべき活動

町社会福祉協議会の重点を置くべき活動について、「生活や福祉に関わる相談活動」と回答した割合が40.2%と最も高く、「地域でのふれあい・助け合いを進める活動」、「在宅で健やかに生活することを支援する活動」、「福祉情報を皆さんに広く伝える活動」、「日常生活上の判断が十分できない方が、地域で安心して生活できるように支援する活動」が続いています。

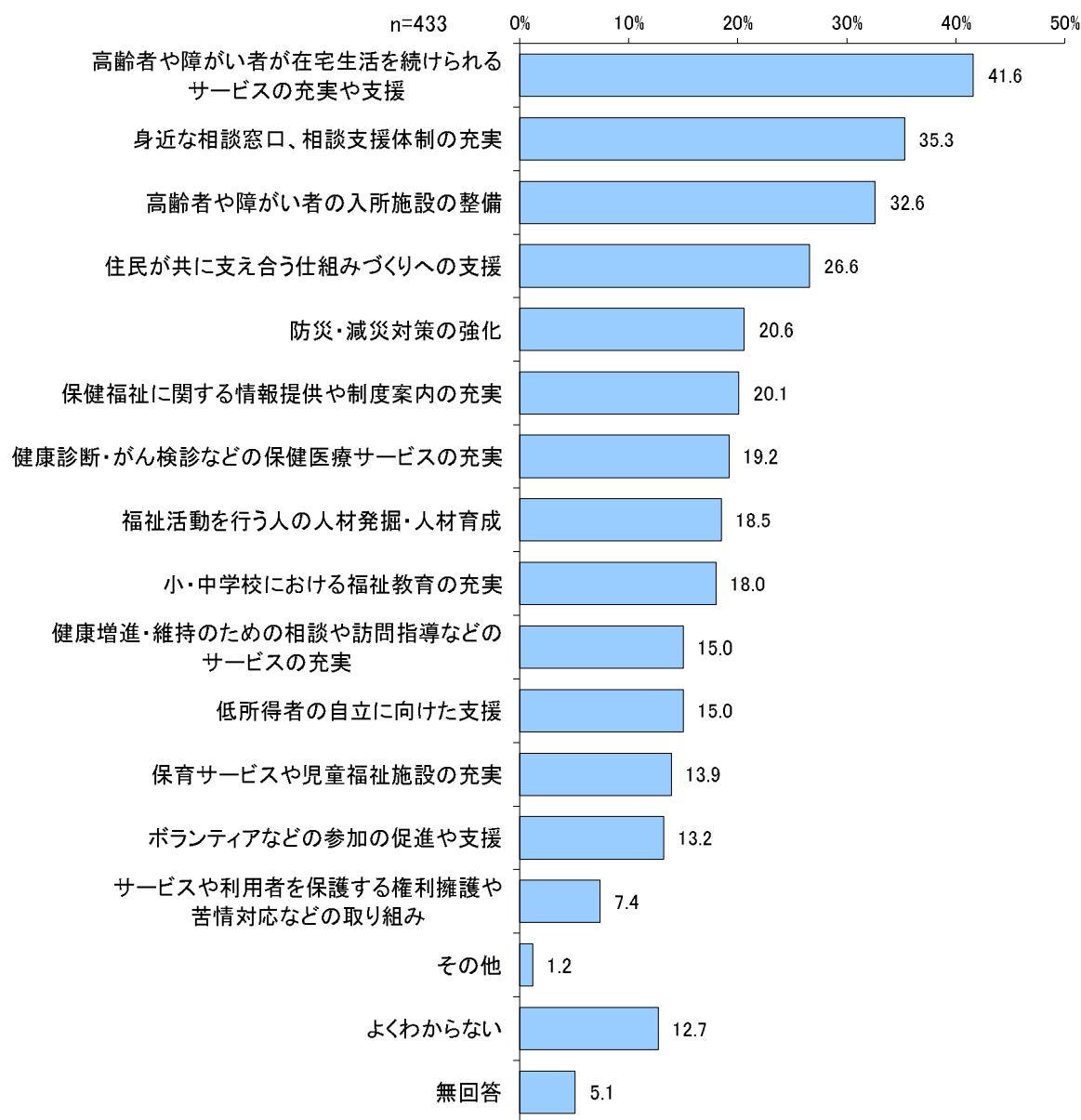
図表 町社会福祉協議会の重点を置くべき活動



イ. 町や町社会福祉協議会の取り組むべき施策

町や町社会福祉協議会の取り組むべき施策として、「高齢者や障がい者が在宅生活を続けられるサービスの充実や支援」と回答した割合が41.6%と最も高く、「身近な相談窓口、相談支援体制の充実」、「高齢者や障がい者の入所施設の整備」が続いています。

図表 町や町社会福祉協議会の取り組むべき施策



5 第2次計画の取組の状況

(1) ふれあいの機会・場の提供

«町の主な取組»

- いきいき百歳体操教室や「たぶせ茶屋」事業等、住民が集う活動の支援を行いました。
- 文化芸術活動、スポーツその他の活動を通じ、障がいのある人とない人の交流を行いました。
- 「ちびっこ広場」、「ちびっこ広場プラス」、「ちびっこまつり」等を開催するなど、親子が集う場の充実を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 高齢者の社会的孤立感の解消、介護予防等を図るため、地域での高齢者の仲間づくり、出会いの場づくりを推進しました。
- 「ふれあい・いきいきサロン」の内容充実や支援を行い、交流の機会の確保を図りました。
- 子ども食堂を立ち上げ、地域におけるふれあいの場づくりを推進しました。

(2) 相談機関の連携と相談活動の充実

«町の主な取組»

- 地域包括支援センターにおいて、住民の様々な相談にきめ細かく対応し、制度の垣根にとらわれない横断的・包括的な支援を行いました。
- 相談支援事業所の連携を図るなど、障がいのある人への相談体制の充実を図りました。
- 妊娠期から子育て期にわたる総合相談窓口「子育て世代包括支援センター（2525(にこにこ)たぶせ)」の充実を図り、関係機関と連携し、妊産婦・乳幼児等の情報把握に努めるとともに適切な支援を行いました。
- 町内すべての0歳から18歳までの子どもとその家庭や、出産・子育てに悩みを抱える妊産婦などを対象に専門的な相談に応じ、切れ目なく継続的に支援を行っていくため、「ゆうなんこども家庭支援センター『ポコ ア ポコ』」を平生町と共同で設置しました。
- 令和4（2022）年から妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行いました。
- 相談内容に応じて、庁内関係課が連携を図り、対応を行いました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 「心配ごと相談事業」として毎週月曜日に相談窓口を開設しました。
- こころの痛みを感じている人に寄り添い、温かな対話を通じて問題解決を目指す「寄り添いこころの相談室」を毎月第2木曜日に開催しました。

（３）情報提供体制の整備

«町の主な取組»

- 町広報紙、ホームページ、メール、LINEなどにより、相談や支援等に関する情報提供を行いました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 社協だより、社協ホームページ、Instagram、LINEや町広報紙を活用し、相談や支援等に関する情報提供を行いました。

（４）見守り体制の強化

«町の主な取組»

- 「高齢者見守りネットワーク」の登録事業者を増やし、見守り体制の充実を図りました。
- 「防犯パトロール隊」に関する地域への周知を図り、見守り体制を強化しました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 民生委員・児童委員と連携を図り、高齢者の生活実態調査を行い、ひとり暮らしや高齢者夫婦等の見守りを行いました。

（５）災害時の支援の強化

«町の主な取組»

- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度に基づき、地域の支援者や地域の関係機関と連携して支援体制を整備するとともに、令和3（2021）年の制度改正による個別避難計画作成に向けた取組を開始しました。
- 地域と連携して「地域ぐるみの防災キャンプ」を実施し、防災についての住民の理解促進を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 地域の防災に関する取組について支援を行うとともに、災害ボランティア登録者を増やす取組を行いました。
- 町内の社会福祉法人で構成する地域公益活動推進協議会で、災害要支援者の避難支援を検討しています。
- 民生委員・児童委員と連携し、「緊急医療情報キット」の配布拡大の取組を行い、緊急時に迅速な対応が取れる体制を広げました。

（６）生活困窮者対策

«町の主な取組»

- 町社会福祉協議会、東部社会福祉事務所やハローワークなどと連携を図り、生活困窮者を早期に発見し、支援につなげる取組を行いました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 低所得者の相談対応を行うとともに、資金の貸付事業の実施、支援品等の配布や子ども食堂の運営を行っています。

(7) 権利擁護体制の充実

«町の主な取組»

- 成年後見制度や権利擁護事業の利用促進、普及啓発を行うとともに、関係機関等と連携を図り、権利擁護体制の強化に向けて取り組みました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 高齢や障がい等により、日常生活上の判断が十分にできない場合に、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、日常的な金銭管理などを行う権利擁護事業を実施しました。

(8) 人権・男女共同参画に関する意識啓発

«町の主な取組»

- 人権に関する住民の理解を深めるための啓発を推進しました。
- 関係機関と連携を図り、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）に関する相談や支援体制の充実を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 相談内容に応じて関係機関と連携を図り、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）等の被害を防ぐ取組を行いました。

(9) ボランティア人材の育成

«町の主な取組»

- 町社会福祉協議会と連携を図り、住民のボランティアや地域の支え合い活動についての理解促進を図りました。

«町社会福祉協議会の主な取組»

- 町内のボランティア活動に関する情報の収集及び提供の充実を図りました。
- ボランティアに関する研修会や講習会を実施し、ボランティア人材を育成するとともに、スキルの向上を図りました。
- ボランティア祭り等の開催や、社協だよりや地域を通じた啓発により、住民のボランティアへの理解促進を図りました。

6 第3次計画に向けた課題

(1) 地域の支え合い

《課題》

- 人口構造や家族形態の変化、デジタル化の進展等による社会経済状況の変化により、地域の人間関係の希薄化が進んでおり、調査結果においても、近所の人と深い付き合いをしていない人の割合が高くなっています。
- 地域における支え合いを進めていくためには、担い手の確保が重要ですが、人口減少、少子高齢化の進行、住民のライフスタイルの変化等により、担い手の高齢化や人材の不足等の問題が挙がっています。
- 調査の結果では、ボランティア活動に参加している割合が低くなっています。一方で「見守りや安否確認の声かけ」や「話し相手・相談相手」等、自分が隣近所の人に見える手助けを挙げた人の割合は7割を超えています。



《取組の方向性》

- 地域の人が気軽に集うことができる身近な居場所を充実することで、交流のきっかけをつくり、地域の活動に参加しやすい環境を整えることが重要です。
- 性別や年齢にかかわらず、すべての住民の地域活動への参加のきっかけをつくる場や学習機会の充実を図るとともに支え合う体制づくりが重要です。
- すべての年齢層を対象とし、地域福祉の推進や人権に関する理解を深めるための啓発やボランティアの育成を図ることが重要です。

(2) 安心して生活できる環境

《課題》

- 近年、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らし世帯の増加、社会経済情勢の変化等により、要介護認定者や認知症の高齢者、近隣に親類や知人がいない子育て世帯、生活困窮者など、支援が必要であったり、生きづらさを抱えたりする住民がおり、調査の結果では、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援において、多くの人が施設整備や、経済的援助、家族へのサポートや相談窓口の充実など必要な支援を挙げています。
- 近年、地震や風水害など各地で大規模な自然災害が多発する中、調査の結果では災害時の支援ニーズが大きくなっています。
- 病院や買い物に行く移動手段がないことや、道路や建築物などの段差により移動が困難であったり、案内が見えなかったりするなど、高齢者や障がいのある人、子育てをする人が日常的な生活を送るうえで困難な状況があります。



「取組の方向性」

- 高齢者、障がいのある人、子どもを含め、地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域の中で自分らしく、幸せに生活を送るためには、必要な福祉サービスや支援を利用できる環境が重要です。
- 困難な状況にある人を早期に把握し、必要な支援につなぐために、地域の見守り体制の強化を図ることが重要です。
- 地域の団体等と連携を図り、災害時に支援が必要な住民を把握し、見守り、助ける体制整備を更に推進することが重要です。
- ユニバーサルデザインの普及啓発を推進することが重要です。

(3) 地域共生社会を実現する体制

「課題」

- 個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化する中で、相談支援における対応においても複合的な課題があるケースが多くなっており、その対応においては、本人や家族の社会的孤立、精神面の不調の問題、教育問題等の福祉領域外の課題等が関係するケースがあります。
- 調査の結果では、家族や親戚、友人以外の相談先について、「相談する人はいない」と回答した割合が7.4%いる結果となっています。
- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人等が、各種手続きや金銭管理等を行うことが困難なことから、必要な支援やサービスの利用につながないケースがあります。
- 調査結果では、成年後見制度について知っている人の割合が低くなっています。



「取組の方向性」

- 支援が必要な人の課題を的確に把握し、必要な支援につなぐため、包括的な支援体制を整備することが重要です。
- 福祉サービスや支援が必要な本人や家族に、その情報が伝わる体制づくりが重要です。
- 成年後見制度の利用を促進するため、制度や相談窓口の周知を図るとともに、支援体制の充実を図ることが重要です。
- 町社会福祉協議会の機能の強化を図るとともに、その活動を住民に周知することが重要です。